

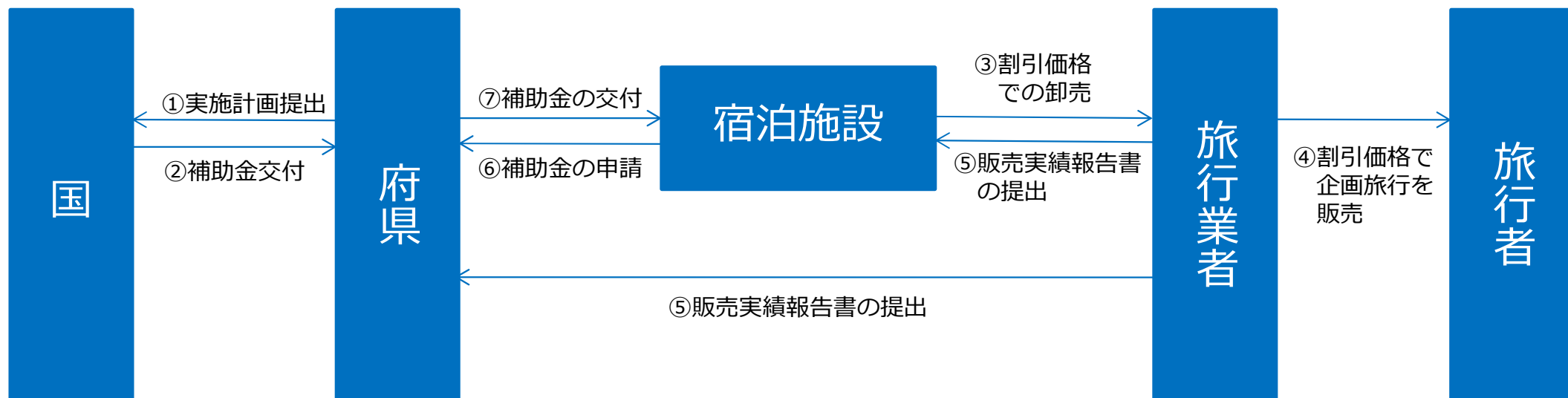
観光支援事業費補助金の概要①

1. 周遊旅行促進事業（旅行者が予め割引された企画旅行に参加する場合）

- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
- ③当該府県の指定区域にある宿泊施設が、旅行者に宿泊サービスを割引価格で卸売りする。
- ④旅行会社が当該宿泊サービスを含む当該府県を周遊する企画旅行（2府県連続かつ2泊以上）を割引価格で旅行者に販売する。

割引額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）

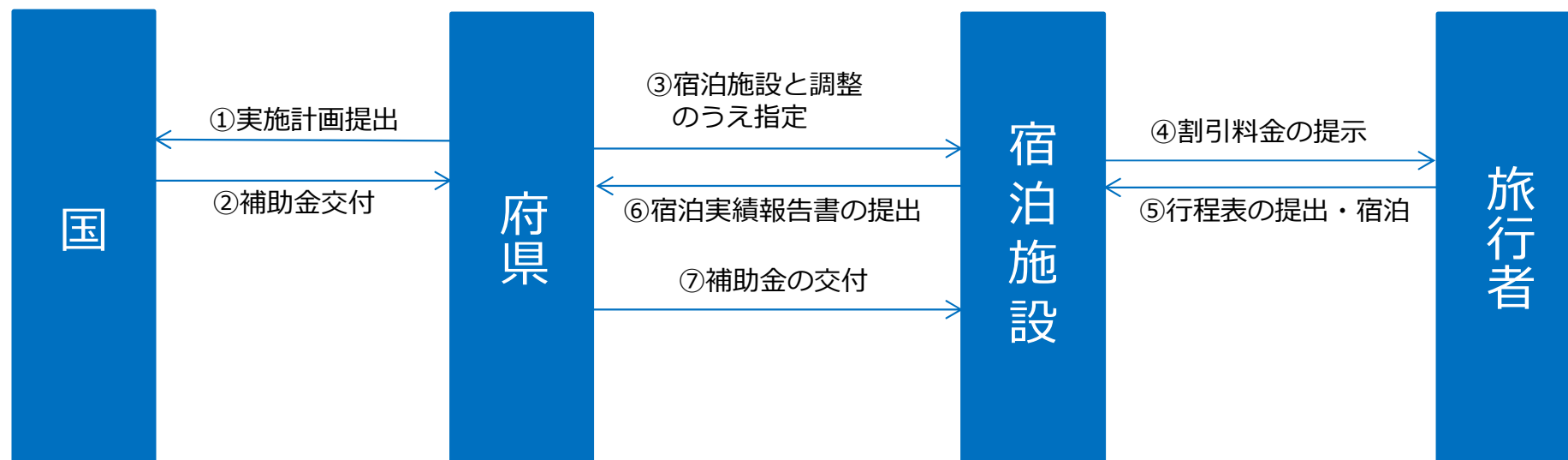
- ⑤当該旅行者が当該企画旅行の販売実績報告書を当該宿泊施設及び府県に提出する。
- ⑥当該宿泊施設が旅行者から受け取った販売実績報告書を添付書類として、当該府県に対し、補助金を申請する。
- ⑦当該府県は当該旅行者が提出した販売実績報告書と当該宿泊施設が提出した申請書を確認し、当該宿泊施設に補助金を交付する。



観光支援事業費補助金の概要②

1. 周遊旅行促進事業（旅行者が府県指定宿泊施設に宿泊する場合）

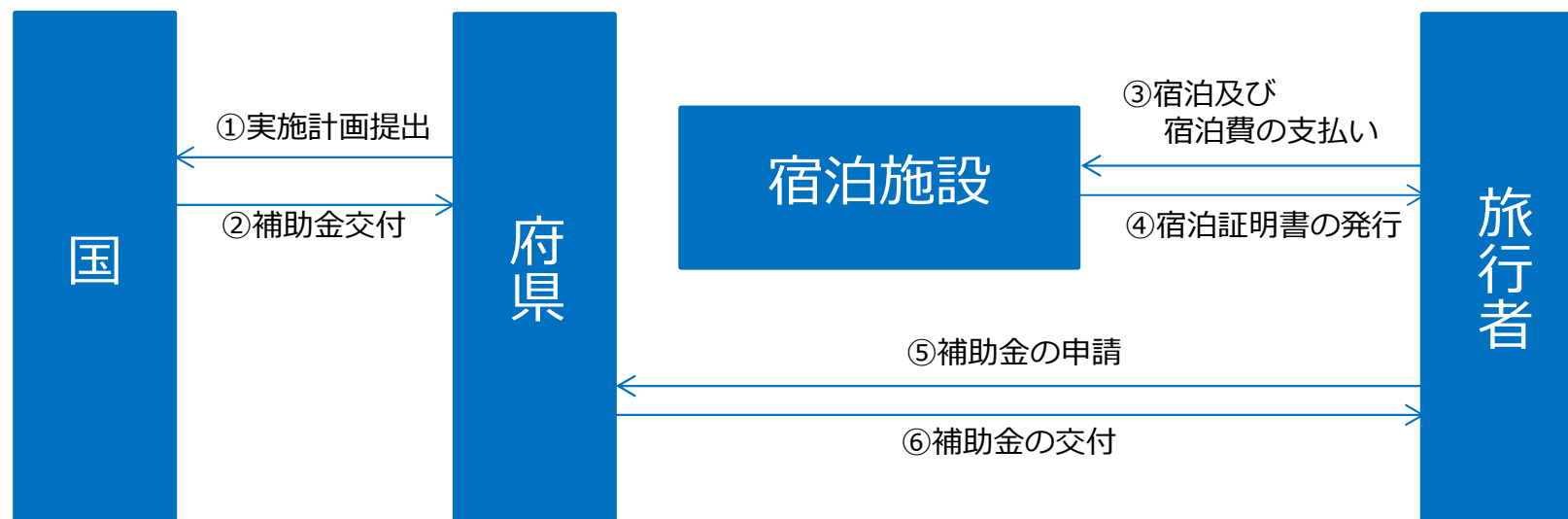
- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
- ③当該府県が当該府県内の指定した地域にある宿泊施設と調整のうえ、当該補助金を活用して割引価格で宿泊サービスを提供できる宿泊施設を指定する。
- ④旅行者からの申し出があれば、当該指定宿泊施設が割引料金を提示する。
- ⑤旅行者が、当該府県の指定の宿泊施設に宿泊する周遊旅行（2府県連続かつ2泊以上）を実施する。
旅行者は当該指定宿泊施設に行程表を提出して、当該割引料金で宿泊する。
- ⑥当該宿泊施設は当該割引料金で宿泊した旅行者の宿泊実績報告書を当該府県に提出し、補助金を申請する。
- ⑦当該府県は宿泊施設が提出した宿泊実績報告書を確認し、当該宿泊施設に対し補助金を交付する。
支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）



観光支援事業費補助金の概要③

1. 周遊旅行促進事業（旅行者が府県指定宿泊施設以外に宿泊する場合）

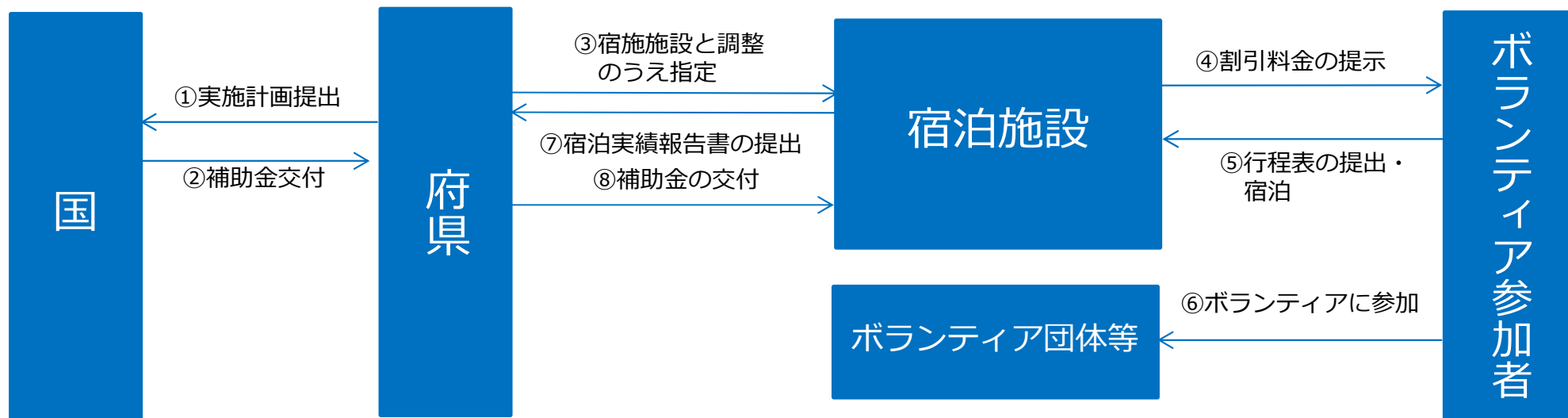
- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
 - ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
 - ③旅行者が、当該府県の指定した地域にある宿泊施設に宿泊する周遊旅行（2府県連続かつ2泊以上）を実施する。
 - ④宿泊施設は宿泊者に対し宿泊証明書を発行する。
 - ⑤旅行者は各々の府県に対し、行程表、宿泊施設が発行した宿泊証明書等を添付して、補助金の申請書を提出する。
 - ⑥当該府県は旅行者が提出した申請書類を確認し、旅行者に対し補助金を交付する。
- 支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）



観光支援事業費補助金の概要④

2. ボランティア活動促進事業（ボランティア参加者が府県指定宿泊施設に宿泊する場合）

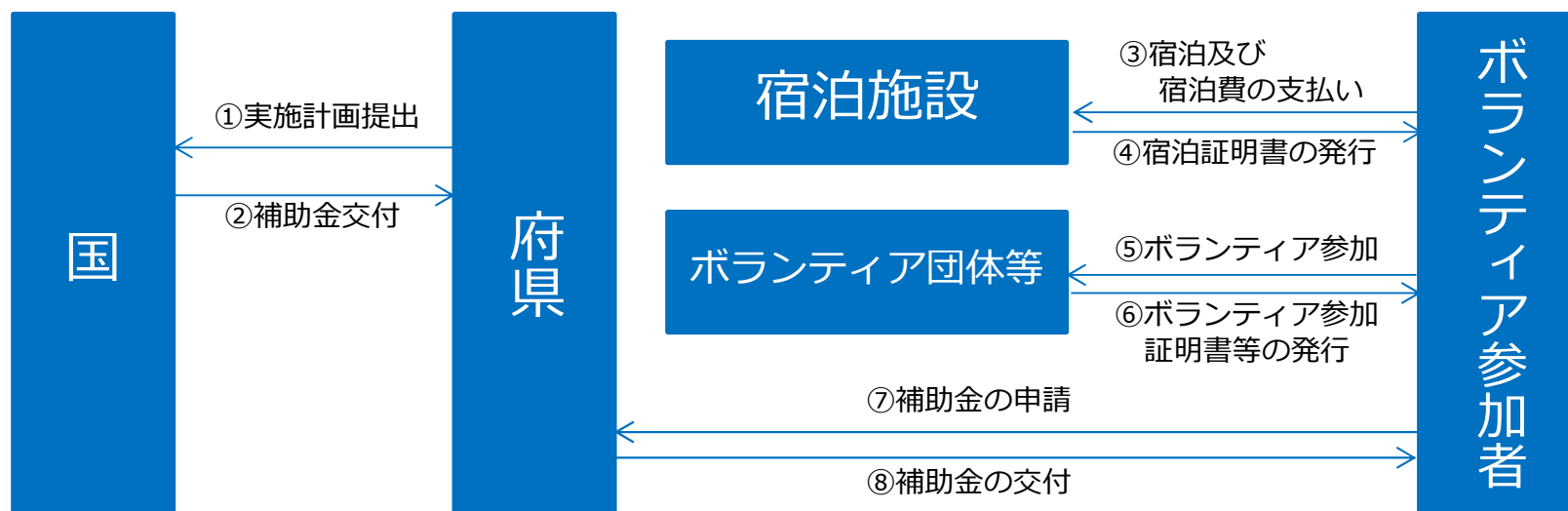
- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
- ③当該府県が当該府県内の指定した地域にある宿泊施設と調整のうえ、当該補助金を活用して割引価格で宿泊サービスを提供できる宿泊施設を指定する。
- ④当該指定宿泊施設が割引料金を提示する。
- ⑤当該ボランティア参加者（又は参加予定者）は当該指定宿泊施設に行程表を提出して、当該割引料金で宿泊する（連続2泊以上）。
- ⑥当該ボランティア参加予定者が、当該府県においてボランティア活動に参加する。
- ⑦当該宿泊施設は当該割引料金で宿泊したボランティア参加者の宿泊実績報告書を当該府県に提出し、補助金を申請する。
- ⑧当該府県は宿泊施設が提出した宿泊実績報告書を確認し、当該宿泊施設に対し補助金を交付する。
支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）



観光支援事業費補助金の概要⑤

2. ボランティア活動促進事業（ボランティア参加者が府県指定宿泊施設以外に宿泊する場合）

- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
- ③ボランティア参加予定者が、当該府県の指定した地域にある宿泊施設に宿泊する（連続2泊以上）。
- ④宿泊施設は当該宿泊施設に宿泊したボランティア参加者に対し宿泊証明書等を発行する。
- ⑤当該ボランティア参加者（又は参加予定者）が、当該府県においてボランティア活動に参加する。
- ⑥当該ボランティア参加者は、ボランティア活動に参加したことを証明する書類を用意する。
- ⑦当該ボランティア参加者は当該府県に対し、活動計画、宿泊施設が発行した宿泊証明書等、ボランティア活動に参加したことを証明する書類を添付して、補助金の申請書を提出。
- ⑧当該府県はボランティア参加者が提出した申請書類を確認し、ボランティア参加者に補助金を交付。
支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）



観光支援事業費補助金の概要⑥

3. 代替的交通手段の活用による旅行促進事業

①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。

②国が府県に対し、補助金を交付する。

補助額：当該府県における公共交通事業者等が、従来提供していた交通手段の運賃の40%を基準に、当該割引運賃での利用数を乗じた額

③当該府県の公共交通事業者等が、寸断された交通網を代替する交通手段の提供に関する事業計画を、当該府県に提出する。

④当該府県は公共事業者等が提出した事業計画を承認し、当該公共交通事業者等に補助金を交付する。

⑤当該公共交通事業者等は事業計画に則り、寸断された交通網を代替する交通手段を従来よりも安い運賃で旅行者等に提供する。

